

環境衛生課からの お知らせ

環境衛生課（吉備庁舎）
清水行政局 建設環境室

〈ごみ分別すれば資源〉

年末年始のごみ収集

年末年始は環境センターとプラスチック収集場が休業することに伴い、ごみを出す日が変更になります。ご注意ください。

なお、詳細につきましては回覧物などでお知らせします。

野焼きは原則禁止です

町内で野焼きに関する苦情が多く寄せられています。また、野焼きが原因となる火災も発生しています。

野焼きは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第一六条の二」で禁止されています。たとえ、少量の生活ごみであっても焼却することはできません。地面に穴を掘っての焼却・ドラム缶焼却・ブロック囲い焼却など、いずれの焼却も禁止されています。

煙やすすの発生はもちろんのこと、悪臭やダイオキシンなども発生

することがあり、人や動物に悪影響を与えます。法律で認められている剪定枝、稲わらなど農林業を営むためにやむを得ない焼却であっても、近隣から苦情が出ないよう配慮をお願いします。

悪質な野焼き行為は法律により罰せられ、5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金またはその両方の刑に処せられます。

犬は愛情と責任をもって飼いましょう

犬の散歩による道や畑へのふん尿の放置、むだ吠えによる鳴き声がうるさいとの苦情が近隣・地主から寄せられています。また、放し飼いや散歩中の犬にかまれたり、子どもが追いかけて転倒したりするとう事案も発生しています。

放し飼いや鳴き声などの騒音、汚物の放置、迷い犬など、犬に関するトラブルはすべて飼い主の責任で

す。犬は首輪をし、つないで飼いましょう。排せつは可能な限り自宅で済ませ、散歩中のふんは必ず持ち帰るようにし、尿を流すための水を用意するなど配慮が必要です。

今年2月に三重県で鉄製の歩行者用信号柱が倒れる事故が発生しました。犬の尿が繰り返しかけられたことで、柱の根元の腐食が進んだことが原因とされており、犬の尿が重大な事故を引き起こす可能性も考えられます。

どんな時でも犬を制御できる人が散歩をさせ、リードをつけましょう。他人に迷惑をかけないように、家族の一員として愛情としつけが必要です。犬の性格をよく知り、愛情と責任をもって、きちんとしたしつけをして飼いましょう。



家庭から出る
燃えるごみの収集量
令和3年（2021年）9月／約286トン
前月から約38トンの減少

有田川町の家から出る燃えるごみや燃えないごみは環境センターで処理されており、その運営費の一部を分担金として支払っています。分担金はごみ搬入量と人口に基づいて計算されます。

生ごみの水切りやコンポスト容器の利用など、ごみ減量によって環境にも町財政にもエコな暮らしを目指しましょう。

犬猫去勢等補助金の 受け付けを終了しました

令和3年度（2021年度）の犬猫去勢等補助金は、申請多数により予算限度額に達したため受け付けを終了しました。

